

——いわゆる「改憲四項目」が示された自民党大会と前後して、森友学園への国有地払下げにおける財務省の決裁文書改ざんや、内閣府の加計学園問題、自衛隊の日報隠しが次々と明らかになってきました。その中で「忖度」という言葉に象徴されるような、長期にわたる一強政治の弊害も指摘されています。国家の統治機能が決壊を起しているかのようなこの状況に、安倍政権の政治姿勢がどう作用しているのとおられますか。

金子：私は、官僚が政権の意向を「忖度」することは、必ずしも悪いことだとは思いません。政権は民意を背景に成立しているのです、政権の意向を忖

することは、国民の意向を忖度することもありません。もしも、官僚が政権の意向にも民意にも気を配ることなく、独自に行政運営を始めたなら、その方が問題であると思えますし、これまでの霞ヶ関は、むしろそのような傾向が強かったように思います。官僚は、その時々々の政権の意向や民意を十分に「忖度」して、行政運営を行うべきです。しかし、いま問題になっている「忖度」は、そのような「民主的な忖度」ではなく、明らかに民意とは相容れない個別的利益を、国民の目の届かないところで実現するという「非民主的な忖度」です。こうした忖度をもたらしたのは、安倍政権が官僚を国家に仕えさせるのではなく、官邸に仕えさせる存在にしまったからでしょう。

「非民主的な忖度」が生まれた背景には、第一次安倍内閣での苦い経験に対する反省があるように思います。第一次安倍内閣の頃、閣議の前の閣僚懇

特集 岐路に立つ平和憲法

インタビュー

# 岐路に立つ平和憲法

## 立憲主義の破壊を食い止めるために

金子 匠良 ・ 法政大学法学部教授

改憲発議のルール変更に手をかけた九六条改正論議にはじまり、集団的自衛権の行使容認、安保関連法案の制定と非立憲的ふるまいを重ねてきた安倍政権。二〇一八年三月に自民党大会で示された「新設九条の二」は、国家の統治機構に何をもちろそうとしているのか。

### 暴走する忖度政治

## 自民党改憲4項目の条文案（全文）

自民党の憲法改正推進本部が「改憲4項目」を取りまとめ、2018年3月25日の党大会にて報告した。本特集ではこれらのうち「9条」と「緊急事態条項」、立憲主義に基づく国家権力の取り扱い方に主に着目し、分析を試みた。（編集部）

### 9条

**第9条の2（新設）** 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

### 緊急事態条項

**第73条の2（新設）** 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

② 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

**第64条の2（新設）** 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

### 参院制の「合区」解消

**第47条（改正）** 両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとする。前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

**第92条（改正）** 地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

### 教育充実

**第26条3項（新設）** 国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

**第89条（改正）** 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。